

個人債務者の再生手続とは、どのような手続ですか。

借入金など（債務）の返済ができなくなるなど、経済的に苦しい状況にある個人（債務者）が、将来の給料などの収入によって、債務を分割して返済する計画を立て、債権者の意見などを聞いたうえで、その計画を裁判所が認めれば、その計画に従った返済をすることによって、残りの債務（養育費など一部の債務を除く）が免除される手続です。

どのような書類を用意すればよいのですか。

- ◎ **申立書**…職業、収入、申立てをすることになった事情などと、この手続を利用したいことを書いた書類
- ◎ **債権者一覧表**…債権者の名前、債務の内容・残額などを書いた一覧表
- ◎ **添付書類**…源泉徴収票・給料明細書、財産目録、住民票など
- ※ **申立費用**…手数料1万円（収入印紙）、裁判所が定める郵便切手・予納金
- ※ **申立書の提出先**…あなたの住所地などを管轄する地方裁判所

債務者は、手続のなかで、何をすればよいのですか。

債権者に公平・誠実に対応し、その理解と協力を得て手続全体がスムーズに進むように、財産状況などの情報を自ら積極的に提供しなければなりません。また、申立て後は、債務の**返済計画書（再生計画案）**を自ら作成し、裁判所に提出してください。なお、再生計画案を作成するにあたって、裁判所によって**個人再生委員**が選任された場合には、その助言を受けることもできます。

財産は、処分する必要がありますか。

必ずしも処分する必要はありません。ただ、再生計画案の返済総額が、財産を処分した場合の価額を上回っている必要があります。また、ローンを支払っている住宅がある場合は、その返済をも含めた再生計画案を作成することができます。

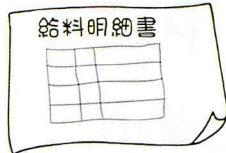
再生手続開始の申立て をされる方のために （個人債務者用）

将来の継続的な収入から
借入金などを返済する計画を立て
生活の建直しを図るための手続です

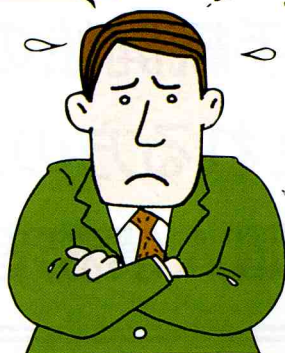


最高裁判所

経済的にピンチ!



今の給料では、借金が返せなくなりそうだ。なんとか支払いを続けたいが…。



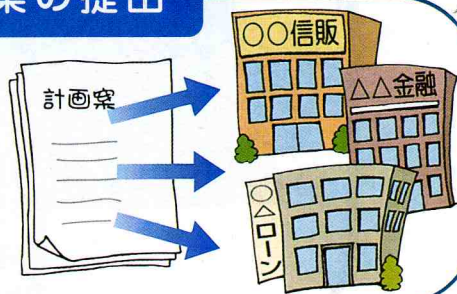
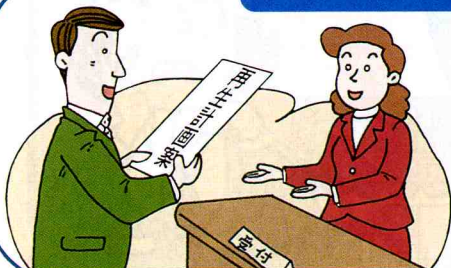
将来の給料で返済できるように、月々の支払額を減らせないかな…。

申立て

開始決定

債権調査

再生計画案の提出



支払

計画の認可

再生計画案の決議など

Q.借金などの総額が5000万円以下(住宅ローンを除く)

はい

Q.将来の継続的な収入がある。

いいえ

はい

Q.その収入が給料で、額も安定している。

はい

いいえ

A.この手続は利用できません。

A.給与所得者等再生

A.小規模個人再生

給与所得者等再生

年収

生活のために必要な費用
(政令で定められた額)

2年分以上

小規模個人再生

将来の収入の中から返済できる額

原則として、3年に分割して返済

*最低返済額は法律で定められ、借金等の総額によって異なります。

給与所得者等再生

債権者に意見を聞きます。

再生計画案が認められない事情はありますか。

小規模個人再生

債権者に回答を求めます。

再生計画案に同意しますか。

*認められるための条件：同意しない回答が債権者(債権額)全体の2分の1未満